

**重要なお知らせです。  
必ず保護者の方に渡してください。**

令和6年4月24日

第1学年保護者様

埼玉県立所沢高等学校長 内田 正俊

### 入学料・授業料および学校徴収金の納入について

今年度の入学料、授業料および学校徴収金の振替日等は下記のとおりです。  
振替日前日までに、口座に下記の金額が入っているかご確認をお願いいたします。

#### 記

#### 1 口座振替の日程および振替金額 (単位：円)

口座振替日	入学料	授業料	PTA 会費	後援 会費	生徒 会費	旅行等 学年積立金	振替 手数料	振替金額 合計	備考
4月30日	5,650							5,650	入学料
5月27日		0	400	2,200	1,200	21,000	33	24,833	学校徴収金
6月26日		0	400	2,200	1,200	21,000	33	24,833	学校徴収金
7月26日		0	400	2,200	1,200	21,000	33	24,833	学校徴収金
8月26日		29,700	0	0	0	0	0	29,700	4～6月分
9月26日		0	600	3,300	1,800	16,000	33	21,733	学校徴収金
10月25日		0	600	3,300	1,800	16,000	33	21,733	学校徴収金
11月26日		29,700	0	0	0	0	0	29,700	7～9月分
12月26日		29,700	0	0	0	0	0	29,700	10～12月分
1月27日		29,700	0	0	0	0	0	29,700	1～3月分
年額	5,650	118,800	2,400	13,200	7,200	95,000	165	242,415	
(月額)		(9,900)	(200)	(1,100)	(600)				

- (1) 入学料・授業料以外の諸会費・旅行等学年積立金をまとめて、学校徴収金という名称で呼びます。
- (2) 授業料・学校徴収金の口座振替日は、5月から1月までの毎月26日（ただし、26日が日曜・祝日の場合は翌営業日、土曜日の場合は前日）です。
- (3) PTA会費・後援会費・生徒会費は、年額を12か月で分割し、5・6・7月に2か月分ずつ、9・10月に3か月分ずつ振替を行います。旅行等学年積立金は年額を不均等に分割して振替えます。
- (4) 授業料は3か月分ずつ、4回に分けて、8・11・12・1月に振替を行います。
- (5) 就学支援金が認定された場合には、授業料の月の振替は行われません。学校徴収金の月のみ振替が行われます。
- (6) 預金残高不足により口座振替ができなかった場合は、事務室に現金で納入してください。

裏面

(7) 入学料、PTA会費・後援会費は、経済的に納入が困難な家庭に対する**減免制度**があります。詳細については、6月頃に別途お知らせします。なお、生徒会費・旅行等学年積立金は、減免になりません。

(8) 就学支援金の審査と、授業料の対応関係は以下のとおりです。

	就学支援金の審査対象	対応する授業料 (就学支援金が認定された場合は納入不要です)	対応する口座振替月 (就学支援金が認定された場合は行われません)
就学支援金 4月申請 ※入学時	保護者等の <b>令和5年度</b> の税額 (令和4年の所得に対するもの)	令和6年4月～ 令和6年6月分の授業料	令和6年8月
就学支援金 7月申請 (該当者のみ)	保護者等の <b>令和6年度</b> の税額 (令和5年の所得に対するもの)	令和6年7月～ 令和7年6月分の授業料	令和6年11月 令和6年12月 令和7年1月 令和7年8月

- ・入学時の申請（4月申請）の審査結果は、4月から6月分の授業料に対応します。審査結果は、後日通知します。
- ・7月分以降の授業料については、就学支援金7月申請の審査結果に拠ります。

(参考) 就学支援金7月申請について ※詳しくは、9月以降に学校から案内します。

- ・申請が必要な方は、以下のとおりです。

入学時の申請 審査結果等	
認定	入学時の申請で、マイナンバーを提出していない方 (マイナンバーカードを使い、 <u>マイナポータル</u> から収入状況を提出した方を含む)
意向なし	7月分以降の授業料に対し、就学支援金の支給を希望する方のみ
不認定	7月分以降の授業料に対し、就学支援金の支給を希望する方のみ

- ・入学時の申請の際に、オンライン申請システムでマイナンバーを直接入力した方で、審査結果が「認定」となった方は**申請不要**です。(マイナンバーの情報をもとに、自動で審査が行われます。)

- ※1 保護者の方の離別・死別・婚姻によって家庭状況が変更となった場合、届出が必要となります。該当する事由が発生した場合は、速やかに下記担当までご連絡をお願いします。
- ※2 就学支援金が認定されないものの、家計が急変し授業料の納入が困難になった方は、就学支援金家計急変制度、授業料減免制度（授業料が免除になる制度）を受けられる場合があります。ご希望の方は下記担当までお問い合わせください。

埼玉県立所沢高等学校 事務室  
担当 外山・大橋・清水  
TEL 04-2922-2185  
(受付時間 平日 9:00～16:30)